

仕 様 書

1 業務名

令和 7 年度観光イベント等経済効果調査業務（さっぽろ夏まつり）

2 業務の目的

「2025 さっぽろ夏まつり（第 72 回）の福祉協賛 さっぽろ大通ビアガーデン」（以下、イベントとする）について、今後の施策検討の参考とするため、イベント実施により本市経済にどの程度の効果があるかを調査・把握する。

3 調査対象

- (1) 来場者区分：①札幌市民
 - ②札幌市以外に居住する道内客（以下、道内客とする）
 - ③北海道以外に居住する国内客（以下、国内客とする）
 - ④外国人観光客
- (2) イベント期間：令和 7 年 7 月 18 日（金）～8 月 13 日（水）
- (3) イベント会場：大通会場（大通西 5 丁目～8 丁目、西 10 丁目～西 11 丁目）
※大通会場以外の会場は調査対象外とする。

4 調査内容

- (1) 来場者内訳推計調査及び消費額調査

ア 調査方法

イベント会場において、「どこから来たか（居住地）」を問う簡易的な聴き取り調査を無作為に行い、来場者属性の内訳（①市民②道内客③国内客④外国人観光客）を推計すること。聴き取り調査の際、アンケート協力の了解が得られたら、後述の調査票を提示すること。

イ アンケート媒体

非接触やペーパーレスの観点から、WEB 上のアンケート回答専用サイトにアクセスする二次元コードを提示し、その場でインターネット経由での回答を依頼することを基本とし、アンケート用紙での回答を希望する者にはアンケート用紙を交付することとする。

ウ 調査項目

来場者の属性（居住地など）、観光行動、札幌市内における消費額（交通費、宿泊費、飲食費等）とし、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、タイ語の 6 言語で用意する。

調査項目の設定にあたっては、後述の「さっぽろ雪まつり経済効果調査（平成 30 年 3 月及び令和 5 年 3 月）（札幌市）」、「第 5 回札幌市観光産業経済効果調査（札幌市）」、「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究（国土交通省観光庁）」を参照し、経済効果分析に必要な調査項目を設定すること。

エ サンプル数

合計 1,000 程度とする。天候不良時は来場者数が大幅に減少する傾向があるので、サンプル数を確保するために調査の予備日を設け、不測な事態にも対応できるようにすること。

なお、聴き取り調査は声掛けをする通行人の間隔を予め決めておくなどし、声を掛けやすい属性に偏るなどの、サンプルの属性に恣意的な影響のないよう工夫すること。

同様の視点から、本調査は外国人も対象とするものであることから、外国語対応が可能な調査員を派遣するなど、サンプルが日本人に偏ることがないように工夫すること。

オ 調査実施の詳細については、委託者と協議の上、決定する。

(2) イベント来場者による市内消費額の推計

上記(1)の調査結果をもとに、来場者区分ごとに一人あたり市内消費額（単価）を推計し、併せてイベント来場者による市内総消費額を推計する。

なお、イベント来場者の総数はさっぽろ夏まつり実行委員会が公表する総来場者数を使用すること。

(3) 来場者による経済効果の分析

上記(2)で推計した来場者による市内総消費額と札幌市産業連関表（推計時点での最新版を用いること）を活用し、経済波及効果を推計し、イベントが市内にもたらす経済効果を分析する。また、経済効果の分析にあたっては、後述の「さっぽろ雪まつり経済効果調査（平成 30 年 3 月及び令和 5 年 3 月）（札幌市）」「第 5 回札幌市観光産業経済効果調査（札幌市）」、「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究（国土交通省観光庁）」を参照し、それに準拠した方法で、経済効果の分析を行うこと。

【参考：調査票や分析の参考となる調査】

さっぽろ雪まつり経済効果調査（平成 30 年 3 月及び令和 5 年 3 月）ほか（札幌市）

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/program/program.html>

第 5 回札幌市観光産業経済効果調査（札幌市）

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/program/documents/01houkokusyo.pdf>

旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究（国土交通省観光庁）

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001758299.pdf>

5 報告書の作成

集計結果を元に、観光客の現状把握や今後の観光施策検討に有益な情報を得るため、特徴や傾向などを分析し、報告書としてまとめること。また、報告書は、グラフや図などを使って、わかりやすさを確保するように心がけること。

なお、報告書の内容については事前に委託者の確認を受けることとし、委託者は必

要に応じて修正等の指示を出す場合があるので、受託者はこれに応じること。そのため、遅くとも令和 7 年 9 月 26 日（金）までに 4 (1)～(2)に係る報告書の初稿、令和 7 年 10 月 10 日（金）までに 4 (3)に係る報告書の初稿を提出すること。

6 成果品

- (1) 報告書 15 部（A4 版）
- (2) 報告書の電子データ PDF 形式（ホームページに掲載するため可能な限りデータサイズを軽量化する）及び Microsoft Word 形式（文書）及び Excel 形式（表、グラフ、図等）
- (3) アンケート結果の集計表及びクロス集計表 Microsoft Excel 形式
- (4) アンケート回答データ Microsoft Excel 形式または CSV 形式

7 業務履行期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

8 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 留意事項

- (1) 守秘義務に関して、受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

- (2) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本調査の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。

- (3) 成果品は著作権を含めてすべて委託者の所有とする。受託者は委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (4) 本業務の実施にあたっては、統計学の専門的知識若しくは資格を持つ者に監修をさせること。
- (5) アンケート調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、適切な対応を心がけること。とくにアンケート調査の従事者には接遇等の必要な研修等を行い、アンケート回答者に不愉快な印象を持たれないよう十分に留意すること。
- (6) サンプル数確保のため、必要に応じて、協力者にはインセンティブとなる特典を与えるなどの工夫を検討すること。なお、特典を与える場合は 100 円程度のものとし、委託者と協議のうえ、受託者が費用を負担して準備すること。その場合、イベント会場等に特典が捨て置かれ、イベント主催者や他の来場者の迷惑とならないよう留意すること。
- (7) 本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

なお、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

- (8) 仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について委託者と受託者間で協議し、変更部分の文書、ドキュメントの整備を行うほか、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。
- (9) その他業務執行にあたっては、委託者と十分に協議し、その指示によって行うこと。業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

10 環境への配慮について

本業務では、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。